

新宿区教育委員会会議録

令和7年第1回臨時会

令和7年3月28日

新宿区教育委員会

令和7年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和7年3月28日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時28分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	池 田 知	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 教主	古 市 将 貴	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
-------------	---------	----------------	---------

議事日程

議案

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 第 1 4 号議案 | 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 | 第 1 5 号議案 | 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 3 | 第 1 6 号議案 | 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 4 | 第 1 7 号議案 | 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 5 | 第 1 8 号議案 | 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 6 | 第 1 9 号議案 | 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 7 | 第 2 0 号議案 | 新宿区立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 8 | 第 2 1 号議案 | 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 9 | 第 2 2 号議案 | 令和 7 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について |
| 日程第 1 0 | 第 2 3 号議案 | 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について |
| 日程第 1 1 | 第 2 4 号議案 | 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について |

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会します。

本日の会議には、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

○年綱委員 かしこまりました。

◎ 第14号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◎ 第15号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第16号議案 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第17号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第18号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第19号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第20号議案 新宿区立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第21号議案 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第22号議案 令和7年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

◎ 第23号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

◎ 第24号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第14号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、
「日程第2 第15号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、
「日程第3 第16号議案 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」、
「日程第4 第17号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、
「日程第5 第18号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規

則」、「日程第6 第19号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第20号議案 新宿区立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第8 第21号議案 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第9 第22号議案 令和7年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第10 第23号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」、「日程第11 第24号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。

本日の進行につきましては、日程第1 第14号議案から日程第9 第22号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第10 第23号議案について説明を受け、審議を行います。最後に、日程第11 第24号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第14号議案から第22号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第14号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案を御覧ください。

本議案は、学校運営課における学事事務に係る組織体制の整備に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、恐れ入ります、新旧対照表をお開きください。

今回、改正する内容といたしましては、第1に事務局の組織について定めております第2条、こちらの学校運営課の項に「学事係」を新設いたします。第2に、学校運営課各係の所掌事務について定めております第15条において、学校運営支援係の項中、第1号に小学校、中学校及び特別支援学校の運営支援に関することを規定いたします。

第3に、学校運営支援係が所掌していた小学校、中学校及び特別支援学校の設置、廃止及び位置変更に関する事。それと、学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事。小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制に関する事、就学奨励に関する事、小学校、中学校及び特別支援学校の教具その他の備品の充実に関する事、学事統計に関する事を、今回、学事係の所掌事務として規定するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第14号議案の提案理由です。

学校運営課における学事事務に係る組織体制の整備に伴い、所要の改正を行う必要がある

ためでございます。

続きまして、「第15号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案は、申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手元の議案の新旧対照表の後ろのほうに、今回改正する様式をそれぞれ改正後のもの、現行のもの、新旧の順でおつけしてございます。今回、押印の削除を行っているのは、このうちの第14号様式から第19号様式までの委任状についてでございます。

例といたしまして、第14号様式を御覧いただければと思います。付箋がついていたかと思うんですが、こちらをちょっとお開きいただきまして、現行につきましては、新旧の順でついておりますので2枚目のほうになりますが、現行につきましては、委任者の氏名の後に押印を求めておりましたが、これを新様式では廃止をし、それに伴いまして、下線部の注意書き、こちらにつきましても、記載のとおり規定の整備を行うといったものでございます。

また、14号から19号以外のその他の様式につきましては、区長部局の様式に合わせ、所要の整備を行ったものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第15号議案の提案理由です。

申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第16号議案 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案につきましても、申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

こちら、議案の新旧対照表の後ろに、今回改正する様式をおつけしておりますので、こちらを御覧ください。

こちら指定管理者の指定申請書について、現行は申請者の代表者の印を求めておりましたが、これを削除するとともに、様式全体についての整備を行ったものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第16号議案の提案理由です。

申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行う必要があるためご

ございます。

続きまして、「第17号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案につきましても、申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

こちら新旧対照表の後ろにおつけしている様式を御覧ください。

奨学資金請求書につきまして、現行は請求者の印を求めています、これを削除するとともに、様式の整備を行ったものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第17号議案の提案理由です。

申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第18号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案につきましても、申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行ったものでございます。

それでは、こちらは新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。こちらの3ページをお開きいただきますと、ここから様式が列挙されております。3ページから4ページにかけて記載のございます様式のうち、第17号様式を除く20の様式につきまして、押印の削除及び宛名の文言整理等を行ったものでございます。

また、新旧対照表の2ページにお戻りいただきまして、年金たる補償の支払請求の方法について規定しております第10条、こちら10条におきましては、第2項のところ年金支払請求書を最初に提出するときには、印鑑票を添付しなければならない旨の規定をしておりましたが、押印廃止のため、この規定を削除しまして、これに伴い第17号様式の印鑑票も削除するといったものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第18号議案の提案理由です。

申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、ここから19号、20号、21号につきましては、それぞれ施設の施行規則の一部改正となります。内容としては、同じようなものになりますが、1件ずつ御説明をさせていただきます。

「第19号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案も、申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

こちら新旧対照表の後ろにおつけしている様式を御覧ください。

指定管理者の指定申請書について、現行は代表者の印を求めておりましたが、これを削除するとともに、様式の整備を行ったものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日となります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第19号議案の提案理由です。

申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第20号議案 新宿区立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案も、申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行ったものです。

こちら新旧対照表の後ろにおつけしている様式を御覧ください。

指定管理者の指定申請書について、現行は代表者の印を求めておりますが、これを削除し、また、宛名につきましても他の様式とともに文言整理をさせていただいたものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第20号議案の提案理由です。

申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第21号議案 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案も、申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行ったものです。

こちら新旧対照表の後ろにおつけしている様式、こちらの中、指定管理者の指定申請書について、現行は代表者の印を求めておりましたが、これを削除し、また、宛名につきまし

でも文言整理を行ったものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第21号議案の提案理由です。

申請手続等における押印等の廃止の推進等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

最後に、「第22号議案 令和7年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」御説明いたします。

本議案は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定めるものでございます。

それでは、議案の2枚目でございます教育委員会会計年度任用職員の報酬額の表を御覧いただけますでしょうか。

こちら令和7年度の教育委員会会計年度任用職員について、それぞれの報酬額、こちら右から3番目の列になりますが、会計年度報酬（給料）月額金額となっております。

なお、報酬額に地域手当を含めた額が実際の支給額となりますが、こちらは一番右側の列に記載している額となるものでございます。

令和6年度からの変更点につきましては、上から4番目になります区政推進員（幼教）の報酬額につきましてのみ、減額がございます。こちらは特別区人事委員会の勧告を受けた常勤職員の給料表の引上げによりまして、現行の区政推進員の報酬水準では、短時間勤務の再任用職員ですが、この年収金額を上回るることとなることから、区政推進員と同等の勤務時間と想定した場合の再任用職員、短時間職員の年収金額と、ここに記載の区政推進員の年収金額が同程度となるよう、今回、区政推進員の適用給料表の引下げを行うものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第22号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新宿区条例第14号）に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第14号議案から質疑を始めたいと思います。

第14号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第14号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第15号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

ここから7本連続で同じような案件が続くので、最初に質問をします。

提案理由のところで、申請手続等における押印等の廃止の推進等となっており、押印が廃止されるのは説明の中で分かったんですけども、押印等の「等」は何かなというのをちょっと説明していただければと思います。

○教育調整課長 今回、7本あります議案全て押印等の廃止の推進によるという、同じ理由となっておりませんが、区では申請・届出・申込み等の全ての手続における区民の負担軽減、及び利便性向上並びにデジタル化の推進等を図るために、今回、申請手続等で求められている押印及び署名につきまして、これを押印等という表現をさせていただきますが、その見直し廃止を進めていくといったものでございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ありますでしょうか。

○教育長 第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第15号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特になければ、第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特になければ、第17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第17号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第18号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特になければ、第18号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第18号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第19号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特になければ、第19号議案、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第19号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特になければ、第20号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特になければ、第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第22号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○年綱委員 区政推進員がマイナスになっているんですが、対象者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育指導課長 先ほど説明がありました区政推進員（幼教）のところでは、1名の方が対象となっております。

○年綱委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第23号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなっております。

本来、補正予算案など区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議いただく事案であります。さきの令和7年新宿区議会第1回定例会に提出されました令和7年度新宿区一般会計補正予算(第1号)中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算案に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

さらに、1枚おめくりいただきまして、今回の補正予算の概要がでございます。

今回補正を行ったのは、全部で6事業でございますが、そのうち、貸切りバスの運賃高騰に伴い、不足するバス雇い上げに係る経費を計上したものが5事業、物価高騰対策として私立幼稚園に対する食材料費等の補助に要する経費を計上したものが1事業となっております。

それでは、事業概要を御説明いたします。

初めに、第1項教育総務費、第3目教育センター費、事業名は、運営費、つくし教室です。補正する予算額は9万9,000円の増で、補正後の予算額は2,559万4,000円です。

次に、第4目教育指導研究費、事業名、音楽鑑賞教室です。補正予算額は8万8,000円の増で、補正後の予算額は860万9,000円です。

次に、事業名、演劇鑑賞教室です。補正予算額は11万円の増で、補正後の予算額は366万8,000円です。

裏面、2ページを御覧ください。

事業名、校外学習活動等の支援です。補正予算額は299万7,000円の増で、補正後の予算額は2,624万2,000円です。

次に、事業名、美術鑑賞教育支援です。補正予算額は70万2,000円の増で、補正後の予算額は1,164万3,000円です。

最後に、第6項幼稚園費、第2目幼稚園振興費、事業名は私立幼稚園緊急助成です。補正予算額は6万1,000円の皆増で、補正後の予算額は同額の6万1,000円です。

なお、本事業は都補助金の補助対象となることから、歳入につきましても併せて計上しております。

以上、補正予算額の合計は405万7,000円、補正後の教育費の合計は207億2,230万6,000円となるものです。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第23号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第23号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第24号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、「第24号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

本議案は、新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、新たに委員を委嘱するものでございます。

新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例第3条では、調査委員会は、次に掲げるものにつき、教育委員会が委嘱する3名をもって組織すると定められており、1人が弁護士、1人が児童等の医療または心理に関する学識経験を有する者、そして1人が教育に関する学識経験を有する者となっております。

今回議案の2枚目におつけしております3名に対して委嘱をさせていただくもので、任期は全員が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年となるものです。

それでは、今回委嘱する委員を御紹介させていただきます。

まず、弁護士でございます。

佐野みゆき委員です。東京弁護士会からの推薦によるものです。次に、さいたま市総合教育センター非常勤医師の平澤恭子委員です。公益社団法人日本小児学会からの推薦によるものです。最後に、有明教育芸術短期大学学長の若林彰委員です。学校法人三浦学園からの推薦によるものでございます。

以上の3名につきましては、これまでも同委員を務めていただいておりますので、全員継続となったものでございます。

なお、このほかに特別な事項を調査する必要があるときは、別途臨時委員を置くことができるもので、その場合につきましては、改めて教育委員会に委嘱についてお諮りをさせていただきます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第24号議案の提案理由です。

新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱をする必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第24号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

再任ということで、引き続きお願いできるということになりましたので、特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○**教育調整課長** 特にございません。

○**教育長** ありがとうございます。

◎ 閉 会

○**教育長** それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時28分閉会